

「千葉市こども・若者プラン（案）」に対する
パブリックコメント手続の意見の概要及び市の考え方

対応区分			
A	ご意見を踏まえ、計画（案）に反映するもの		
B	今後、施策や事業を推進する上で参考とするもの		
C	ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に盛り込み済みであるもの		
D	その他（質問、本計画そのものに対するご意見でないもの等）		

資料3－2

No.	該当箇所	対応ページ	質問・意見の趣旨	市の考え方	対応区分
1	総論	3	総論 1 計画策定にあたって (1) 計画策定の趣旨 1ページ内に平成・令和など2つ以上の元号（和暦）を表記する場合、平成24（2012）年のように、併せて西暦も表記していただきたい。経過年数が簡単に計算できる。	ご意見を踏まえ、同ページ内の本文に2つ以上の元号（和暦）を表記する場合には、西暦を併記します。	A
2	総論	3	総論 1 計画策定にあたって (1) 計画策定の趣旨 第1期、第2期は「千葉市こども・若者プラン」で、今期は「千葉市こども・若者プラン」のように若者を追加し、※3で理由を説明している。理由の説明は、注意書きではなく本文ですべきで、今期は第3期とはしない旨を併せて説明した方がよいと思う。	「計画策定の趣旨」の最後の段落で、第1期及び第2期こどもプランについて言及した上で、今般の社会・経済情勢やこども・若者を取り巻く様々な問題に対応し、引き続き全てのこども・若者等への支援などを体系的・総合的に一層推進するために、こども・若者プランを策定したことを記載しているため、原文のままとします。	C
3	総論	3	総論 1 計画策定にあたって (1) 計画策定の趣旨 各基本施策の「目指すべき姿」には皆さんの真摯な気持ちと理想が掲げてあり、素晴らしいと思う。 しかし、「大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へ～」という文言は、言わんとすることは理解できるが、こどもをこの社会に迎え入れる、ハンナ・アーレントの言葉でいう「INVITATION（誘い）」をすることが、大人の責任であり義務と考える。言葉を教え、ルールを教え、文化を教え、善悪を教え、自由を行使できる能力を持つ人に育て上げるということで、こどもは「宝」だが、必ずしもまんなかではない。	国では、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生きてできる「こどもまんなか社会」をつくるために「こども基本法」を制定しました。また、「こどもまんなか社会」の実現のために「こども施策の基本的な方針」や「こども施策の重要事項」を定めた「こども大綱」を策定しました。 本計画は「こども基本法」に基づく「自治体こども計画」と位置付けており、策定に当たっては「こども大綱」を勘案することとされています。そのため、本計画においても「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしています。	D
4	総論	18	総論 2 千葉市の現状 (4) 少子化の動向 ⑥ 育児をしている女性の就労状況 (産休・) のように、産休を()書きで表示している理由の説明は必要だと思う。	ご指摘を踏まえ、「産休・育休・介護休業中」に修正します。	A
5	総論	19	総論 3 基本理念 「…を基本理念とし、引き続き全てのこども・若者と子育て家庭に関する」を、「…を基本理念とし、引き続き全てのこどもに加え若者と子育て家庭に関する」とした方が、こどもだけを対象とした第1期、第2期を意識した表現になると思う。	「千葉市こどもプラン」（第1期、第2期）は、こどもを主たる対象としていますが、若者も対象としています。 現在策定中の「千葉市こども・若者プラン」では、「こども基本法」や「こども大綱」、令和7年4月1日施行予定の「千葉市こども・若者基本条例」を踏まえ、若者に対する取組みをより一層推進するため、計画の名称に若者を加えています。	C
6	総論	20	総論 4 計画策定の視点 「視点①全てのこども・若者の権利が保障され、自分らしく健やかに成長し自立するための支援の推進」は支援の推進で、「視点②多様なニーズに対応し、誰一人取り残さないきめ細やかな支援」「視点③誕生前から青年期までの成長に応じた切れ目のない支援」が支援に留まっている理由は何か。 また、視点のタイトルと説明文を読むと、視点①は「全てのこども・若者の権利が保障される支援」、視点②は「多様なニーズに対応し、誰一人取り残さないきめ細やかな支援と自分らしく健やかに成長し自立できる支援体制の構築」がよいと思う。	計画策定の視点は、説明文の要点をコンパクトにまとめたものとしているため基本的に原文のままとしますが、視点全体の表記をあわせるため、②及び③については末尾を「支援の推進」とします。	A
7	総論	21	総論 5 施策体系 脚注※1は、STEAM教育：「科学(Science)」「技術(Technology)」「工学(Engineering)」「芸術・リベラルアーツ(Art)」「数学(Mathematics)」の5つの分野を総合的に学ぶ教育、にする方がわかりやすいと思う。	ご指摘を踏まえ、STEAM教育が各項目の頭文字を合わせたものと分かりやすくするため、各項目に英語表記を加えます。	A
8	各論 第1章	29 58	各論 第1章 基本施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 千葉市は県や全国と比較して、保育・教育機関からの虐待通告経路別対応件数が多い。これは、千葉市が特に虐待事例が多いということではなく、こどもの人権に対する意識の高まりによる結果ではないか。今後も千葉市が「こども・若者プラン」を活用、実践し全国のモデルケースになっていくことを期待する。	本計画に基づき、こども・若者の権利に関わる施策も含めて、支援が必要なこども・若者や子育て家庭への取組みなどを総合的に推進して参ります。	C
9	各論 第1章	30	各論 第1章 基本施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 (2) こども・若者の地域との関わり 「〇地域や社会のことを考えていることの割合は、小学生では全国平均よりも千葉市の方がわずかに高い傾向がみられます。」には、「中学生では全国平均よりも千葉市の方が低い傾向となっている」ことを加えるのが適切な記述だと思う。	ご指摘を踏まえ、図表1-1-3に中学生に関する記述を加えます。	A
10	各論 第1章	31	1-1-1 こども・若者の権利に関する周知啓発 こどもや若者を優遇する施策と併せて必要になるのが、世代間の意識の隔たりの解消だと思う。 例えば、子供の遊び場があっても、子供の声がうるさいなどの苦情により、なかなか外で遊ぶことができない状況が各地で起きている。 子育て世代に向けた支援と併せて、直接的な支援の対象とはならない世代に対しても、本プランの必要性やメリットを周知するとともに、プランに賛同する住民が、学校セーフティウォッち事業や防犯ウォーキング、公園での遊びの見守りなどの活動に協力しやすくなるような取組みがあれば良いと思う。	こども・若者プランでは、目指すべき姿として、全ての人がこども・若者の権利について理解することともに、その権利が保障され、権利侵害に関する救済や社会参画の取組みが行われることを掲げており、事業としては、こども・若者の権利の保障等について規定した千葉市こども・若者基本条例に関するリーフレットの配布やこども週間におけるイベント等による周知啓発などをを行うこととしています。 こども以外の世代への周知啓発は施設の推進にとって重要なものであることから、幅広い世代に効果的に周知啓発ができるよう、努めて参ります。	C
11	各論 第1章	31	1-1-1 こども・若者の権利に関する周知啓発 子どもに關わる大人への「子どもの人権」に対する理解促進のための研修等を充実させてほしい。研修を通して自覚を促し、質の向上に努めていただきたい。また、中学校での部活動地域移行に向けて、地域指導者の募集と併せて、研修を義務付けてほしい。子どものSOSやつぶやきに気が付く力を養い、子どもの話を「聴く」力のある大人が増えてほしい。それが、子どもが安心して生きることのできる一歩になっていくはずである。	こども・若者プランでは、目指すべき姿として、全ての人がこども・若者の権利について理解することともに、その権利が保障され、権利侵害に関する救済や社会参画の取組みが行われることを掲げており、事業としては、こども・若者の権利の保障等について規定した千葉市こども・若者基本条例に関するリーフレットの配布やこども週間におけるイベント等による周知啓発などをを行うこととしています。 こども以外の世代への周知啓発は施設の推進にとって重要なものであることから、幅広い世代に効果的に周知啓発ができるよう、努めて参ります。 また、部活動地域移行については、地域クラブ指導者は研修を受講した上で活動することとしているため、今後研修内容にて取り扱うことを検討して参ります。	C
12	各論 第1章	32 87	1-1-1 こども・若者の権利に関する周知啓発 ⑧生命（いのち）の安全教育の推進 1-7-3 犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上 ⑦生命（いのち）の安全教育の推進（再掲） 各学校で学年に応じて様々な取組みがされていると理解しているが、やり方次第では教員の負担が大きく効果が限定的ということはない。特に今は、タブレットやスマートフォンなどで子どもが性的なサイトに簡単にアクセスしてしまう現状が少くないのではないか。 子どもルームやアフタースクールで、子ども同士の不適切な身体接触も起っている。本来であれば、家庭でも取り組むべきことだとは思うが、多様な家庭があり難しい側面もあるため、教育機関での性教育の充実を望む。プロである助産師会等への協力も仰いでいただきたい。	生命（いのち）の安全教育では、毎年4月を生命（いのち）を守る教育月間と設定し、こどもたちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、教育・啓発活動の充実等を進めており、継続実施することで定着を図ります。 また、児童生徒1人1台端末（通称キガタブ）では、フィルタリング機能を用いて、性的なサイトにアクセスできないようにしているほか、夜10時から翌朝5時まではインターネットに接続できないようにしています。	C

「千葉市こども・若者プラン（案）」に対する
パブリックコメント手続の意見の概要及び市の考え方

対応区分			
A	ご意見を踏まえ、計画（案）に反映するもの		
B	今後、施策や事業を推進する上で参考とするもの		
C	ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に盛り込み済みであるもの		
D	その他（質問、本計画そのものに対するご意見でないもの等）		

資料3－2

No.	該当箇所	対応ページ	質問・意見の趣旨	市の考え方	対応区分
13	各論 第1章	32	<p>1-1-1 こども・若者の権利に関する周知啓発 ⑩学校における人権教育の実施</p> <p>計画策定の趣旨に基づき、全方位での取組みが検討され明記されていると思う。 そのうえで、基本施策1「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」が全ての土台となると思う。様々な取組みや事業に先駆けて、こども・若者が「自分は権利の主体である」ことを理解し、権利を侵害された時に具体的な対処法を選択し行動に移せるようになること、それを支援するために全ての人が社会全体で共有し理解し実践できることが最も基本となると思う。 そのために、⑩「学校における人権教育の実施」は今後も途切れさせることなく地道に継続していただきたいと強く要望する。</p> <p>千葉市では、市内の小学校の教員による自校の児童たちへの性暴力事件がきっかけとなり、「CAP（子どもへの暴力防止）プログラム」が導入され、2024年度は小学校6校の教職員143名、保護者及び地域の方62名、3年生（1校のみ3～4年生合同）491名にプログラムを提供した。</p> <p>3年生で「権利」という言葉や内容は学ぶ機会があるが、その認識は高いとは言えない。ギガタブを活用した事前アンケートでは「子どもには大切な権利があることを知っている」回答は48%のみ。プログラム実施直後では97%が「子どもには大切な権利があると思う」と回答している。</p> <p>プログラムを通じて子どもは自分の権利について実感し、人権の視点で暴力を理解する。気づいていなかった親からの虐待に気付く力や「いじめをしていた」と自らの加害性に気付く力、友だちが被害に遭っていることに気付く力を得る。そして、信頼に値する大人の存在に気づく。時に友だちの助けを借りながら「相談してみよう」と思えることは、暴力の被害を最小限にとどめ、自らの心の回復にもつながる。</p> <p>小学生だけでなく、就学前の子どもや中学生、障がいのある子どもたちにも「CAPプログラム」の実施は効果があり、大人への啓発も含め、選択肢の一つとして活用してもらいたい。</p>	<p>こども・若者プランでは、目指すべき姿として、全ての人がこども・若者の権利について理解するとともに、その権利が保障され、権利侵害に関する救済や社会参画の取組みが行われることを掲げており、事業としては、こども・若者の権利の保障等について規定した千葉市こども・若者基本条例に関するリーフレットの配布やこども週間におけるイベント等による周知啓発などをを行うこととしています。</p> <p>こども以外の世代への周知啓発は施策の推進にとって重要なものであることから、幅広い世帯に効果的に周知啓発ができるよう、努めて参ります。</p> <p>学校における人権教育では、全学年において発達段階に応じた、人権に関する知的的理解と人権感覚の育成に努めています。</p> <p>CAPプログラムを小学生に実施することについては、義務教育の早期段階から、様々な暴力から自分の心と体を守る力を身に付けさせるねらいがあり、中学生や障害のある子どもたちに対して、生命（いのち）の安全教育を通して発達段階に応じた啓発を図っています。なお、CAPプログラムは「こども向け」「教職員向け」「保護者向け」のワークショップから構成されています。</p>	C
14	各論 第1章	35	<p>第1章 基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</p> <p>現在1歳のこどもを育てており、千葉市に転入予定である。</p> <p>千葉駅近く（特に北口側）に屋内の子供の遊び場があまりないため、児童館のような屋内遊び場が複数欲しい。公園はあるが、真冬や真夏の猛暑日などで遊ぶことが難しい時に無料の屋内の遊び場が充実していると、遊び場に困らないと思う。</p> <p>現在住んでいる自治体では無料で使える児童館がたくさんあり、自宅保育のこどもたちや、学校終わりの小学生、保育園の子たちが遊びに来て賑わっていた。広さもあり、おもちゃもたくさんあり、こども向けの活動やイベントも毎日実施されていて、ハイハイが始まっている頃から特に頻繁に利用していた。</p> <p>日中こどもが起きている時間が長くなってくると、どのように遊べばよいか困ったり、こどもも家に飽きてしまうが、児童館に通うことでのリズムにメリハリをつけて育児に向き合うことができた。他のこどもとの交流を通じてこどもにとっても刺激となり、他の保護者に育児の悩みを相談することができた。千葉駅の周辺にも屋内遊び場を充実させてもらえると、より子育てしやすくなると思う。</p>	<p>本市では、児童館の設置については検討をしていませんが、類似の施設として子どもの健全な育成と交流を図るための施設である「子ども交流館」を設置しています。</p> <p>また、未就学児を対象にした親子の遊びと交流の場の提供、相談、講座等を開催するため、地域子育て支援拠点事業に基づく施設を市内20箇所に設けており、本計画においては、需要分析の結果及び施設の重要性を考慮し、現在の施設数を維持することとしています。</p> <p>さらに、家庭でも学校でもない第3の居場所として、こどもが気軽に立ち寄り、信頼できる大人が見守る中で異年齢のこどもが一緒に遊び、学べるこどもの居場所を運営する民間の施設を「どこでもこどもカフェ」として32箇所（R7.1.1）登録し、運営にかかる費用を一部補助するなど、こどもの居場所づくりを進めており、引き続き、こどもや若者が安心して自分らしく過ごし、他者との信頼関係を育むことができる居場所の確保に努めています。</p>	B
15	各論 第1章	35	<p>第1章 基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</p> <p>子育て施設のレベルが低い。きぼーる以外の施設で、子育て支援の施設の魅力的な建物がない。</p> <p>リラックス館などもあるが、子育て系の場所として紹介されているのに「専用の授乳室」「トイレのオムツ替え台」「こどもトイレ」がないなど、利用者が必要な「基本」がますなっていない（元々あった施設を利用することも大切ではあるが、最低でも多目的トイレにおむつ台がないといわれると、親は気軽に利用できないのが実情）。</p>	<p>ご意見をいただいた通り、主に費用面などの理由から既存施設の活用を前提とし、委託により子育て支援拠点事業に基づくリラックス館などの子育て支援の施設を設けています。改修に当たっては、費用面を考慮するのみではなく、現在の部屋の広さや各施設が入居する建物の所有状況などの制約により改修の可否が決まることとなりますので、今後、施策や事業を推進する上で参考とさせていただきます。</p>	B
16	各論 第1章	35	<p>第1章 基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</p> <p>千葉市の魅力は中央区にしかないのか。中央区は確かに魅力的な場所ではあるが、東京方面へ出勤する層としては少し遠いと思う（実際我が家は他県から引越したが通勤時間的には無理だと思った）。東京側にも大きな子育て施設を作って子育て世代の呼び込みをするべきではないか。</p> <p>きぼーるや千葉公園などの整備された施設を、他の区にも広げていってほしい（海浜幕張公園の整備にはかなり期待しているので、子育て世代向きの場所も取り入れてもらいたい）。</p>	<p>「きぼーる」にあります子育て世代向けの施設「子育て支援館」をはじめとする未就学児を対象にした地域子育て支援拠点事業に基づく施設を市内20箇所に設けており、本計画においては、需要分析の結果及び施設の重要性を考慮し、現在の施設数を維持することとしています。</p> <p>そのほか、現在、大規模な子育て施設の整備予定はありませんが、今後、必要に応じてニーズの把握等に努めています。</p> <p>また、公園の整備に関しては、本計画「1-2-3こどもまんなかまちづくりの推進」により、「だれもが遊べる広場づくり事業」「身近な公園における新たな滞在環境の創出事業」「街区公園等整備事業」などにより推進して参ります。</p>	B
17	各論 第1章	35	<p>第1章 基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</p> <p>他の市の人気施設のような新しい場所を、千葉市にも設けてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川の「フリーゾーン（あざみ野、横浜美術館）」のようなアートや制作を気軽に出来る施設 ・「おもちゃ美術館」のような木のおもちゃに特化した施設 ・「こども図書館」のような施設 <p>新しい場所を作る際は、こどもと親がゆっくりご飯を食べられる場所を併用してもらえると、さらに助かる。</p>	<p>こどもがアートや制作を気軽にできる施設の一つとして、市美術館では、令和2年度のリニューアルオープンの際に新たに下記を整備しました。 <子どもアトリエ></p> <p>「五感で楽しむ」「素材にふれる」「コミュニケーションがはじまる」をテーマに、来場者が気軽に立ち寄れるオープンワークショップ等を通じてアーティストと来場者がともに空間をつくりあげていく「つくりかけラボ」事業を実施。</p> <p><ワークショップブルーム></p> <p>ワークショップパートナーとして登録したアーティストが、絵の具あそび・陶芸・ダンス・音楽等々な分野で親子向けのワークショップ等を行う「みんなでつくるスタジオ」事業を実施。</p> <p>また、同じくリニューアルの際に整備した「びじゅつライブラリー」では、絵本や児童書を中心とした美術関連図書を揃え、企画展と連動したこども向けイベントも実施しています。</p> <p>さらに、市民ギャラリー・いなげでは、こどもたちをはじめとした来館者が気軽に参加できるロビーワークショップを季節ごとに実施しています。</p> <p>そのほか、千葉市図書館ビジョン2040で示している「こどもたちが利用しやすい読書環境の整備・充実」に基づき、図書館の再整備等の際に、こどもたちが寛ぎながら読書できるスペースの整備や、ソーニングの工夫などにより、こどもにとって楽しく利用しやすい図書館の整備を進めて参ります。</p> <p>今後も、これらの施設において、いただいたご意見も踏まえた企画などを検討して参ります。</p>	B

「千葉市こども・若者プラン（案）」に対する
パブリックコメント手続の意見の概要及び市の考え方

資料3－2

対応区分			
A	ご意見を踏まえ、計画（案）に反映するもの		
B	今後、施策や事業を推進する上で参考とするもの		
C	ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に盛り込み済みであるもの		
D	その他（質問、本計画そのものに対するご意見でないもの等）		

No.	該当箇所	対応ページ	質問・意見の趣旨	市の考え方	対応区分
18	各論 第1章	35	<p>第1章 基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</p> <p>子どもも楽しめる企業施設を充実させてほしい。 ・横浜はヤマハミュージアム（楽器体験）や京急ミュージアム、三菱みとみらい技術館など子どもも楽しめる施設を企業側が作ってくれている（しかも近距離に点在しているから利用しやすい）。 ・二子玉川や立川の「PLAY ! PARK」のような大きな施設など、千葉市にもそのような企業の誘致があつてもよいのではないか。</p> <p>市川市は新しい地域交流館を建てたところで、千葉市ももっと若い世代が元気に過ごせる市になってもらいたい。 個人的には美浜区の検見川浜駅周辺はパチンコ店などもなく治安も良いし、区役所と音楽ホールが駅からも近いので子育て世代も根付きやすいと思う。 音楽ホールでワンコインコンサートや、使われていない駅前の検見川地区サービスセンターを取り壊して新しい施設を入れるだけでもかなり流れが変わると思う（検見川浜駅周辺は子育て施設がなく、豊洲や幕張などに人が流れるのも止められるのではないか）。</p>	<p>本市では、企業誘致を進めており、その中で、立地した企業には、工場見学をはじめとした地域貢献を行ってもらえることも期待しております。 また、子どもも楽しめる企業施設の充実は、本市が主導的にできることではありませんが、企業からの提案等には府内の関係部署で連携して対応して参ります。</p>	D
19	各論 第1章	36	<p>1-2-1 遊びや体験活動の推進</p> <p>施策案の内容はいずれも重要で、ぜひ実現していただきたい内容だが、千葉市としての特色がみられず、近隣市と比較したときに変わり映えがないと思った（行政として他市と同等の支援等を維持していく重要性も承知した上で）。</p> <p>千葉市には、スポーツ、文化、教育、企業、環境等の魅力的なコンテンツがあり、各分野において支援や連携をしていることは承知しているが、子育てにおいてどのような恩恵を受けられるのか、明確に伝わってこない。 子供を育てる立場としては、子供の成長に伴い多くの経験を積ませたいと思うようになる。子供にとっての経験の場として、魅力的な教育や体験の場を提供していることを明記し、広く知らせることで、子育て環境としての魅力が高まるのではないか。</p>	<p>本市では、スポーツ、文化などをはじめとした各分野においても個別部門計画を策定しており、本計画では、P5「＜関連する主な計画＞」に示しているような様々な個別部門計画と連携しながら取り組むこととしております。 また、子どもの成長に適した環境であることをアピールするために、子育て世代を含む全年代を対象に、「移住・定住ガイドブック」や「移住ポータルサイト」など、既存の媒体による情報発信をして参ります。</p>	C
20	各論 第1章	39	<p>1-2-2 生活習慣の形成・定着 ①乳幼児健康診査（健康教育） ⑪歯と口の健康づくりの推進</p> <p>「口腔機能の発達支援」並びに「フッ化物洗口に関する取組」を盛り込むことを要望する。生活習慣が形成される時期においては、むし歯予防・口腔機能の獲得を目的とした保健指導の充実が重要と考える。</p>	<p>【口腔機能の発達支援】 （乳幼児）ご意見を踏まえ、「乳幼児健康診査（健康教育）」について、「口腔ケア」を「歯・口腔機能」に修正するとともに、既存事業で未掲載であった「歯科衛生士による相談」及び「口腔疾患（むし歯・歯周病・口腔機能発達不全）の予防に関する普及啓発」に関して追加掲載します。 （小学生）特別支援学校における個別相談で行っていますが、今後、個別相談での支援を継続しつつ、集団での保健指導を行っている学校に対しての効果的な支援方法を検討して参ります。</p> <p>【フッ化物洗口に関する取組み】 （乳幼児）子どもが安心して健やかに育つための体制の充実を目的として、令和7年度より保育施設等を対象に、フッ化物洗口導入支援を実施を予定しており、本計画では2-1-3「子どもが安心して健やかに育つための体制の充実」において取り組むこととしています。 （小学生）小学校のフッ化物洗口については、現在モデル事業として実施しているところであります、その成果・課題を踏まえた上で、本事業化に向け関係機関と連携し、努めて参ります。</p>	A
21	各論 第1章	39	<p>1-2-2 生活習慣の形成・定着 ⑪歯と口の健康づくりの推進</p> <p>近年、子どもの口腔機能の発達不全が多く見られるので、口腔機能の発達等の支援についても記載した方がよいと思う。</p>	<p>口腔機能の発達支援に関しては、特別支援学校における個別相談で行っていますが、今後、個別相談での支援を継続しつつ、集団での保健指導を行っている学校に対しての効果的な支援方法を検討して参ります。 また、口腔機能の獲得については、乳幼児期からの支援が重要であるため、関係機関と連携し、口腔機能の発達支援に取り組んで参ります。</p>	B
22	各論 第1章	42	<p>1-2-6 教育を通じた男女共同参画の推進</p> <p>理念としては大賛成だが、すでに女性の社会進出は、一世代前とは比較できないほど変化してきた。行政として啓蒙と政治的・思想的強制は区別すべきで、「アンコンシャス・バイアス」などという概念を振り回すことは反対である。また、女性の権利の尊重が重要なポイントだが、後述の「多様な性への理解」と整合性が保てないと考える。政治的なLGBT運動は、女性の権利の後退をさせるからである。男が女を名乗り、ありとあらゆる女性スペース、女性刑務所や女性専用シェルターや病棟に侵入し、ハラスメントやレイプまで起きて、国家が方向を変えない。女性スポーツを破壊、女性専用業務も侵入とう、女性権利奪（さんだつ）に反論する女性の声も仕事も奪うことになる。</p>	<p>本市では、年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向等にかかわらず、誰もが認め合い、活かし、活躍できるよう、多様性を活かしたインクルーシブなまちづくりを推進しております。今後も男女共同参画に関する一層の理解促進に取り組んで参ります。</p>	B
23	各論 第1章	42 45	<p>1-2-6 教育を通じた男女共同参画の推進 ④初任者研修、専門研修 1-2-7 多様な性への理解促進・相談体制の整備等 ⑤初任者研修、専門研修（再掲） 1-3-1 プレコンセプションケアの推進 ⑤学校における保健学習・指導の充実</p> <p>事業「初任者研修、専門研修」に、「教職員に対して、LGBTQや性の多様性についての理解を深め」「児童生徒に対して授業実践」「性教育」を実施するとあるが、ここでは「性教育」はどのような教育を指しているのか。 子どもに男女の体の機能、妊娠出産、性病についての知識を身に付け、性犯罪等から身を守るすべや相談する場所や人を教えるような性教育を行うことには賛成だが、「性別はグラデーション」「好きな性別になれる」という、男女の体を無視するような教育は思春期の揺れ動きやすい子どもに相応しいものとは思えない。 文部省の推進している「生命の安全教育」を逸脱せずに、子どもが自らの心と体を守ること、相手を尊重することを教えてほしい。 好きな方の制服を選択できることには反対しないが、女子生徒を男子生徒、男子生徒を女子生徒として扱うことは行き過ぎだと感じるので、やめてほしい。</p>	<p>初任者研修では、独立行政法人教職員支援機構（NITS）のオンデマンド動画を研修に取り入れ、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための生命の安全教育について研修を実施しており、専門研修では、相手を尊重し認め合う意識の醸成、性感染症や相談先などを内容に取り入れ、周知啓発を進めています。 また、子どもたちへの「性の人権教育」の充実を目指す取組の一として、毎年4月を生命（いのち）の安全教育月間に設定し文部省の動画等も活用しながら、子どもたちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、教育・啓発活動の充実等を進めています。 さらに、市立学校における性に関する指導は、学習指導要領に沿って児童生徒が性に関する正しい知識を身につけ、適切に行動ができるよう、児童生徒の発達段階に応じて指導しています。</p>	C

「千葉市こども・若者プラン（案）」に対する
パブリックコメント手続の意見の概要及び市の考え方

対応区分			
A	ご意見を踏まえ、計画（案）に反映するもの		
B	今後、施策や事業を推進する上で参考とするもの		
C	ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に盛り込み済みであるもの		
D	その他（質問、本計画そのものに対するご意見でないもの等）		

資料3－2

No.	該当箇所	対応ページ	質問・意見の趣旨	市の考え方	対応区分
24	各論 第1章	42	1-2-7 多様な性への理解促進・相談体制の整備等 ジェンダー、トランスジェンダー理論は、非科学的な社会学の極めて危険な政治的理論である。主観である自認は自由だが、性別は2つである。この人類学的事実を踏まえて、自認の問題や性同一障害の問題を捕らえるべき。これ以上社会を混乱させるべきではない。人権という崇高な一般理念を、個人的利益の要求に使用するべきではない。 特に、児童や思春期のこどもたちにとって、自分が男であるか女であるかの性別アイデンティティは人格形成の重要な核であって、LGBT教育はこどもたちの性別アイデンティティをかく乱する危険性があるとされている。少なくとも、包括的性教育は、学問的にもまだ確立されていない新しいアプローチであり、テカルトがいう合理的精神、懷疑の眼を持って、慎重を期していただきたい。	本市では、年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向等にかかわらず、誰もが認め合ひ、活かし、活躍できるよう、多様性を活かしたインクルーシブなまちづくりを推進しており、今後も多様な性への理解促進に取り組んで参ります。 また、「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」において、「様々な個性や能力を伸ばし、可能性を拓げる学校教育等の推進」を重点施策の一つとして掲げており、今後も様々な個性や能力を伸ばす教育を推進して参ります。	B
25	各論 第1章	43	第1章 基本施策3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供 上記などで触れられていないようだが、子ども・妊娠婦の受動喫煙防止は重要なので、子ども・妊娠婦のいる場所（特に家庭内など、また利用施設や屋外でも）での喫煙（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要である。子どもたちの受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件である。 子ども（胎児を含め）のいる場所や傍での喫煙（加熱式タバコを含め）は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぼ多大の影響を与えていた（既に多くのエビデンスの集積がある）。		
26	各論 第1章	43	第1章 基本施策3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供 子どもたち（の多く）はタバコの害に思い及ぼす、自らの意思で避けることができない。子どもの半数前後の家庭で、同居家族に喫煙者がおり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるように配慮しているのかもしれないが、家庭内の受動喫煙は避けがたく、外で吸ったとしても、家に戻れば吐出煙が出て害を及ぼす。 喫煙者のタバコの煙を不快に思った場所は「公園・屋外で児童が遊んだりする児童遊園」が35.9%のこと（内閣府「タバコ対策に関する世論調査」2022年）。これらの場所以外でも、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守る施策が必要である。	本市では、啓発用リーフレットの配布や各種イベントの参加等を通じ、受動喫煙による健康影響や屋外喫煙時の配慮義務等について広く周知に努めるとともに、飲食店等への巡回訪問、被害情報の通報受付など、受動喫煙対策に積極的に取り組んでいます。 また、受動喫煙の影響を受けやすい未成年者を守るために、市独自のルールを「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」で定めており、市民の健康づくりの総合計画である「健やか未来都市ちばプラン（第3次健康増進計画）」においても、妊娠・乳幼児や20歳未満の人の受動喫煙対策の徹底に取り組むこととしています。今後も、いただきましたご意見も参考に、こどもや妊娠の方を受動喫煙から守る取り組みも含め、望まない受動喫煙がない社会の実現を目指して、受動喫煙対策を進めて参ります。	B
27	各論 第1章	43	第1章 基本施策3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供 都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかあるが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また、条例制定で、こどもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いしたい（貴市では既にご尽力されているが）。		
28	各論 第1章	43	第1章 基本施策3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供 子どもや妊娠の受動喫煙防止の啓発方法として、2024年5月31日の世界禁煙デー・禁煙週間などで、イエローグリーンのライトアップ（公共的なタワーや役所、公共施設、保健医療機関、城などを含め）による「受動喫煙防止の徹底化」を全国各地で広げる啓発が医師会や自治体で行われた。 県・県内自治体・医師会・市民団体などとも連携し、次年度以降、健康日本21の健康寿命を延ばすなども含め、世界禁煙デーのイベントにリンクさせた自主的な取組みとして検討いただけないか（ライトアップは点灯施設側の経費負担の協力が必要だが、他の経費は特別にかかるないとのこと）。	本市では、今年度、千葉市医師会と共同でライトアップによる受動喫煙防止の普及啓発を実施しました。次年度も実施に向け検討して参ります。	B
29	各論 第1章	43	第1章 基本施策3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供 子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」の予算化への充実をお願いしたい。 東京都では、受動喫煙防止条例制定にあわせ、区市町村が実施する場合には、その区市町村の実施費用の半額を助成している。 禁煙治療薬のチャンピックス（パレニクリン）の出荷停止が続いているが、2025年半ばまでには出荷が再開される予定のこと。	本市では、喫煙者を対象に禁煙外来治療費の自己負担の全額助成（上限1万円）を実施しています。本助成の取組みは、利用登録者のさらなる増加や、登録後の禁煙外来受診・助成申請の増加につながるよう、制度の周知や対象者への支援に努めています。 また、市民の健康づくりの総合計画である「健やか未来都市ちばプラン（第3次健康増進計画）」において、成人・未成年者・妊娠の喫煙率の減少を健康目標に掲げ、その主要な取組みの一つに本制度を位置付け、推進しています。	C
30	総論 各論 第1章 第2章	21 45 98	1-3-1 プレコンセプションケアの推進 ① プレコンセプションケアの推進 2-1-1 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化 ① プレコンセプションケアの推進（再掲） 「プレコンセプションケア」という用語には、「妊娠・避妊・出産」などの具体的な用語を明記すべきである。この話題に限らず、わかりやすい日本語があるにもかかわらず、あいまいなカタカナ用語を使用してもっとオープンにすべき話題を避ける傾向が多すぎるように感じられ、その認識自体が問題である。実際、東京都のサイトでは「プレコンセプションケア」の後に「妊娠・出産」ときちんと明記されている。	ご指摘を踏まえ、「プレコンセプションケア」という用語が初出する「施策体系」において脚注（プレコンセプションケア：将来の妊娠のための健康管理を促す取組み。）を加えます。	A
31	各論 第1章 第2章	45 98	1-3-1 プレコンセプションケアの推進 ① プレコンセプションケアの推進 2-1-1 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化 ① プレコンセプションケアの推進（再掲） 「プレコンセプションケア」についての話題はもっとオープンにし、早期から学校現場でも取り入れ、性的虐待の早期発見や望まない妊娠を減らしてほしい。同時に、医療現場においても、望まない妊娠に対する対応を強化し、母体保護法の観点から墮胎治療を提供する施設を増やしてほしい。妊娠・避妊・出産は女性の権利であるにもかかわらず、女性をないがしろにしている。	(こども企画課案) 「プレコンセプションケア」は重点的に推進すべき内容と考えており、その啓発は若い年齢からすべきと認識しています。自分の身体に関心を持ち正しい知識を持つことで、自分自身と周囲の人を大切にできるようになり、性感染症や望まない妊娠等を防ぐことにつながると考えます。このため、現在、中学校と連携し、専門職による講演会等を実施しているほか、千葉県の事業で、望まない妊娠等の相談窓口である「にんしんSOSちば」について千葉市作成のリーフレットに掲載し高校生に配布するなど、周知啓発を行っています。 また、プレコンセプションケアの啓発については、教育分野・医療分野との連携を図り推進していくことが重要と考えており、学校においては学習指導要領に基づいた指導を行うとともに、必要に応じて児童の発達段階や地域の実態に合わせ、教職員が共通理解をした上で指導内容を選択し、各学校ごとに実施して参ります。	B

「千葉市こども・若者プラン（案）」に対する
パブリックコメント手続の意見の概要及び市の考え方

資料3－2

対応区分			
A	ご意見を踏まえ、計画（案）に反映するもの		
B	今後、施策や事業を推進する上で参考とするもの		
C	ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に盛り込み済みであるもの		
D	その他（質問、本計画そのものに対するご意見でないもの等）		

No.	該当箇所	対応ページ	質問・意見の趣旨	市の考え方	対応区分
32	各論 第1章 第2章	46 101	1-3-2 こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進 ④離乳食教室 2-1-3 こどもが安心して健やかに育つための体制の充実 ③離乳食教室（再掲） 「歯科衛生士による支援」の追加を要望する。管理栄養士とともに歯科衛生士が事業に関与することにより、離乳食期における乳歯の萌出状態など、発達段階に応じた保健指導が行えると考える。	離乳食教室は、参加者への健康教育の際に乳児期の咀嚼力を育む内容を盛り込んでおり、その内容作成の際や教室の中で、食習慣や歯科のみならず乳児・保護者の健康・育児面等について保健師も参画し、個別相談を実施しています。そのため、ご指摘を踏まえ、参画する管理栄養士・歯科衛生士・保健師の標記に修正します。	A
33			1-3-2 こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進 ④離乳食教室 2-1-3 こどもが安心して健やかに育つための体制の充実 ③離乳食教室（再掲） 離乳食に関係する職種について管理栄養士だけでなく、歯科衛生士も追記した方がよいと思う。		
34	各論 第1章 第2章	47 99	1-3-2 こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進 ⑦母親＆父親学級 2-1-1 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化 ⑦母親＆父親学級（再掲） 「妊娠中の生活、お産の準備、子育て、父親の役割などをわかりやすく説明」する中に、「子どもの人権」や「虐待リスク」等についての内容は組み込まれているか。複数の困難を抱えた状況に置かれれば誰でも虐待のリスクが高まってしまうこと、虐待（あるいは不適切な養育環境）もヤングケアラーの問題も、「子どもの生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」の侵害であること等を伝えていく必要がある。 相談窓口を周知し、数と質を充実させても、プレママ、プレパパたちに「受援力」が育っていなければ活用されず、悲劇は繰り返される。保育所や幼稚園、学校、子どもルームやアフタースクールに「預けて終わり」ではないという意識の醸成のためにも、この時期の「子どもの人権」についての啓発は必須である。保育士も教員も支援員も、親の代わりにはなり得ず限界がある。	子どもの人権や虐待予防に関しては、母子保健事業を推進していく上で重要な視点であることは十分認識しています。 母親＆父親学級においても、正しい知識の啓発とともに、虐待予防の視点や子どもの人権についても触れる場面は意識して作っているところです。	C
35	各論 第1章	52	第1章 基本施策5 障害のあるこども・若者への支援の充実 主な取組内容に「人権教育や性教育の充実」の追加を要望する。 「障害のある子どもは障害の認められない子どもに比べて、4～10倍虐待を受けやすい」という。より専門的な力が求められ、簡単ではないと思うが、切実な問題であり、検討していただきたい。	学校における人権教育では、全学年において発達段階に応じた、人権に関する知的理解と人権感覚の育成に努めています。 また、生命（いのち）の安全教育は、特別支援学級や特別支援学校の児童生徒に対して取り組んでおり、障害のあるこどもたちに、より効果のある内容・方法になるように随時見直しを図っています。	
36	各論 第1章 第2章	84 111 113	第1章 基本施策7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み 第2章 基本施策2 学童期・思春期 基本施策3 青年期 根本的な哲学が明確ではないようである。自殺やいじめ、不登校やひきこもり、非行や未成年の売春など様々な問題が山積しており、こどもが育つ環境は悪化しているが、その原因に関して言及がない。「道徳」や「倫理感」の問題だと思われる。 こどもの「自己肯定感」という言葉が出てくるが、キーワードは「生きがい」と「社会に役に立つ充実感と喜び」だと思う。自己実現とも言われるが、他者との関係性なしにはあり得ない。戦前の反省から、社会や共同体、国家を連想させる道徳觀は悪とされてきたが、現代の息苦しさは「虚無感」にあるのではないか。 先日、いじめが原因と思われる中学生が1人で亡くなかった。その自治体でも、こども計画の改正が行われており、皆さんと同じような理念が計画案に羅列されている。もっと大切なことがあったのではないかと思うと無念である。他者を助ける勇気。言葉をかけてやる勇気。自分の殻から出る勇気。他者のために戦う勇気。自分の卑怯な気持ちに戦う勇気。見て見ぬふりをしない勇気。損得だけに振り回されない勇気。誰でも完璧な人間ではないが、そういう気持ちを持つことが大切だと、ます教えることができなかったのか。理念や掛け声が氾濫する中、もう一度基本に立ち返ってほしい。教育基本法第一条の通りだと思う。	本計画の1-7-1「こども・若者の自殺対策」、2-2-2「こども・若者の健全育成」や2-2-3「社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に関する支援」などを通じて、いじめや自殺、不登校や引きこもり、健全育成などに努めて参ります。 また、全てのこどもや若者が、その権利を保障され、自分らしく健やかに成長・自立できるよう、こどもや若者の権利の周知啓発に努めて参ります。	C
37	各論 第2章	97	第2章 基本施策1 こどもの誕生前から幼児期まで 課題の3点目「また、インターネットの情報が氾濫し、混乱や誤解も生じることがあります」との記載がある。実態は承知していないが、昨今のSNS騒動を見るとあり得る事実だと思うので、対策を考えいただきたい。例えば「インターネット等の情報は信頼せず、千葉市役所〇〇課に問い合わせてください」のコメントを、関連する千葉市発行のチラシ等に掲載することを提案する。	「第2章 基本施策1 こどもの誕生前から幼児期まで」に掲載している取組みにより、様々な機会を通じて正しい情報の発信を行って参ります。	
38	各論 第2章	100	2-1-3 こどもが安心して健やかに育つための体制の充実 ①むし歯予防フッ化物洗口導入支援事業 フッ化物洗口の対象年齢は4歳以上なので、追記した方がよいと思う（全ての保育園児、幼稚園児が対象と誤解されてしまうため）。	ご指摘を踏まえ、フッ化物洗口の対象年齢について明記します。	A
39	各論 第2章	116	第2章 基本施策3 青年期 若者世代の婚姻件数は、コロナ禍の影響からいまだに回復していない。このことは、将来の出生数に対しても大きな負の影響を及ぼす可能性が高いと考えられる。 女性が結婚・出産後も仕事を続けやすくなったものの、同じ職場で長期間にわたり一緒に仕事をする者同士の交際や婚姻を避ける傾向が指摘されている。これは、交際が続かなかつたり離婚してしまった場合に、職場内の空気を悪くしてしまうかもしれないという不安があり、恋愛や婚姻に慎重な若者が増加していることが要因であるよう思う。 学生時代には真面目な人物ほど所属するコミュニティ内での恋愛を避ける傾向がみられたが、その傾向がさらに強まっているように感じられる。 将来的に千葉市で暮らしたいという共通性を持つ若者の出会いや結婚を後押しする施策が必要ではないか。	本計画119ページ「2-3-1 若者に関する施策の推進」において、外部有識者及び当事者（若者）から出会い・結婚に関する意見を聴取し、若者世代の視点に立った施策を検討して参ります。	C
40	各論 第3章	131	第3章 1 現状と課題 (2) 生活困窮世帯等の生活状況 新型コロナウイルスは、2020年（令和2年）1月30日に、WHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の宣言がされたため、令和2年度の実態調査を参照して「新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰などの最近の社会的背景が、多くの家庭の経済的状況に影響を及ぼしている」と課題で説明していることは間違いない。しかし、当時と比べて流行が落ち着いている現在は、家庭の経済的影響は軽減しているのか。「物価高騰などに加え、実態調査時点では新型コロナウイルス感染症の流行の社会的背景が」と記載した方が適切だと思う。	第3章1現状と課題(2)生活困窮世帯等の生活状況については、「千葉市令和2年度子どもの生活状況に関する実態調査」から読み取れる課題を示したものであり、また、新型コロナウイルス感染症の影響が現時点ではないとは言い切れないことから、原文のままとします。 次回の同実態調査において、新型コロナウイルス感染症の影響の継続性などを含めて、検証して参ります。	B

「千葉市こども・若者プラン（案）」に対する
パブリックコメント手続の意見の概要及び市の考え方

対応区分			
A	ご意見を踏まえ、計画（案）に反映するもの		
B	今後、施策や事業を推進する上で参考とするもの		
C	ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に盛り込み済みであるもの		
D	その他（質問、本計画そのものに対するご意見でないもの等）		

資料3－2

No.	該当箇所	対応ページ	質問・意見の趣旨	市の考え方	対応区分
41	各論 第3章	134	第3章 1 現状と課題 (3)ひとり親家庭の状況 図表3-3-5を含めて、平均所得金額は正しいのか。母子世帯の1世帯の平均所得（収入ではなく）328.2万円は多いような気がする。	出典元である「令和4年 国民生活基礎調査（厚生労働省）」では、「1世帯当たり平均所得金額」について、本計画に掲載した内容のとおりであることから、原文のままとします。	C
42	各論 第3章	137	3-2-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ⑤第3子以降の学校給食費無償化 子供が4人おり、第4子が中学生であるが、3人以上を同時に扶養していないため「3人以上を同時に扶養していること」が要件とされている給食費無料の措置の対象外となっている。しかし、年齢差があったとしても4人の子供を育てたことに変わりはなく、経済的負担はある。この点を考慮し、施策の見直しをお願いしたい。 また、高校や大学の無償化等でも、「同時に」という条件を設けることは、公平な施策ではないと考える。	第3子以降給食費無償化等については、同時期に3人以上の子どもを扶養することで、経済的負担の集中する多子世帯の負担軽減を図ることを目的に実施しています。 また、高校や大学の無償化等については、国の制度のため、引き続き国の動向を注視して参ります。	B
43	各論 第4章	150	第4章 3 現状と課題 (2)子育て家庭の状況 同一文章の中に異なる和暦（元号）がある場合、平成17（2005）年、令和2（2020）年のように西暦を併記すると、経過年数を簡単に計算できる。他のページも同様。 図表4-3は令和4年度の調査結果だが、10～15年前の調査結果があつたら掲載していただきたい。	ご意見を踏まえ、同ページ内の本文に2つ以上の元号（和暦）を表記する場合には、西暦を併記いたします。 また、過去のニーズ調査結果の内容を比較できるように掲載します。	A
44	各論 第4章	157	第4章 3 現状と課題 (6)外国人住民数の状況 平成31年と令和6年の国別割合を示していただきたい。また、こども・若者の割合も掲載すると、本プラン（案）の趣旨に合致すると思う。	ご意見を踏まえ、図表4-1-3「外国人住民数の推移」について、各年上位5か国について記載します。なお、外国人住民のこども・若者の割合については、現時点では統計データを持ち合わせていないことから、今後検討して参ります。	A
45	各論 第4章	178	4-4 教育・保育等の「質」の確保・向上 保育園の現状はすでにご存じかと思うが、保護者が抱える問題の多さや、それに対応する若手保育士の負担も考慮していただきたい。 近年では、発達障害のある子どもの多さだけでなく、精神疾患や発達障害を抱える保護者も多くなり、保護者が保育園に求めることが多くなっている。保護者に対する支援の負担が、保育士の意欲低下や離職につながっていると感じる。給与の面でも、生命を預かる職務として十分に評価された水準ではなく、心身の負担も増えている。 子育て支援、質の高い保育の提供のためにも、保育士の心の健康や生活に寄り添った施策を取り入れていただきたい。	本市では、心身の状況に応じて特別の配慮を要する児童を保育する保育施設に対して、本市の指導員が定期的に巡回し助言等を行うとともに、施設からの要望があった場合に訪問をして相談に応じるなど、現場の保育士の支援を行っています。 さらに、令和6年に「ちばし幼児教育・保育人材支援センター」を開設し、幼児教育・保育分野に精通した相談員による相談業務を開始し、保護者の対応も含め幼児教育・保育の現場特有の悩みや問題を抱える保育士を積極的に支援しています。 また、保育士の給与水準の引き上げに関する重要性も認識しており、令和7年4月から、本市が独自に行っている保育士等の給与に上乗せする手当（千葉市手当）を、月額最大3万円から4万円に増額するなどの施策を行って参ります。 引き続き、第4章「子ども・子育て支援事業計画」の取組みなどにより、教育・保育の「質」の確保・向上を図って参ります。	C
46	各論 第4章	160	第4章 5. 主な取組内容 第4章のそれぞれの取組は、全ての施設が対象であるように見える。対象になる施設が限られているものもあると思われ、取組ごとに対象を明らかにするとわかりやすいと思う。	ご指摘を踏まえ、第4章「子ども・子育て支援事業計画」中、特に対象施設によって補助の要件が異なる4-4「教育・保育等の「質」の確保・向上」の各事業について、対象施設が分かるよう、別表形式で掲載します。	A
47	各論 第4章	190	4-6 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進 千葉市が進めるワーク・ライフ・バランスの推進において、若い世代への体験型ライフデザイン支援の導入を強く提案したい。 近年、若者の結婚・出産・子育てに関する価値観は多様化し、それぞれの選択が尊重される時代となつたが、こどもを持つことの現実について十分な情報を得る機会が限られており、育児の具体的なイメージを持ちにくいことが、結婚・出産の選択をためらう一因となっていると考えられる。 当法人では、「家族留学」事業を通じて、若者が実際に子育て家庭を訪問し、育児を体験する機会を提供している。この取組は他の自治体でも実施され、若者にとって有益な学びの場となっている。実際に子育てを体験し、親の視点での生活を理解することで、漠然とした不安の軽減やライフプランの具体化に寄与することが確認されている。 千葉市においても、こうした体験型のライフデザイン支援を導入することで、若者が将来の家族像をよりリアルに描き、自らのライフプランを主体的に考える機会を提供できるのではないか。本計画の趣旨にも合致すると考えられ、検討をお願いしたい。	ご提案いただいた若い世代への体験型ライフデザイン支援の本市への導入につきましては、対象年代の絞り込み・体験に協力いただく家庭・体験時の事故などの導入に当たつての課題、費用及び具体的な効果を想定する必要がありますので、いただいたご意見については、今後の施策や事業を推進する上で、参考とさせていただきます。	B
48	各論 第5章	213	第5章 基本施策1 こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援 第5章タイトルの下に「1主な取組内容」と記載されているが、目次には記載がない。次ページ以降に「2」にあたる見出しがないため、削除した方がよいと思う。	本計画における目次（各論部分）については、「章」「基本施策」の掲載を基本としています。（ただし、第4章については1つの章で「子ども・子育て支援事業計画」としているため、その他の章と体系が異なります。） 第5章には「2」以降はありませんが、各事業を掲載する箇所を「主な取組内容」として整理していますので、原文のままとします。	C
49	各論 第5章	216	第5章 基本施策2 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（証拠に基づく政策立案） EBPMとは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠に基づくものとすると認識している。①～④は、意見聴取、アンケートを行うことしか記載されておらず、通常の手法であるため、EBPMをあえて記述している意図が不明である。また、EBPMが索引（事業一覧）に掲載されていない。	本市が実施する様々なアンケート調査のデータや国などによる各種統計データを活用するとともに、当事者・専門家などからの意見聴取などの定性的データも活用しながら、課題の抽出や施策の立案・点検・評価のそれぞれの段階でエビデンスに基づき検討することとしております。 また、「こどもまんなか」の実現に向けたEBPMは、複数の「事業」を組み合わせた「取組内容」であることから、事業を一覧化した「索引」には掲載しておりません。	C
50	資料編	242	資料編 6「（次期）ひとり親家庭自立促進計画」策定に係るアンケート調査結果（概要） (1) 調査の目的 調査方法についての記載が理解ができない。「紙の二次元コードをスマートフォンやPCに読み込ませて回答する」とすれば、面倒な手法で、有効回答数が少ないのは理解できる。また、現況調査の方法と回答率を教えてほしい。	児童扶養手当は、父母の離婚等によるひとり親家庭に対し支給される手当であり、現況調査とは、毎年8月に所得状況や世帯員の状況を所定の用紙により届け出でいただくものです。原則、受給者全員に届け出でいただくものなので、その調査結果により判定した次回以降の支給額の決定通知に、二次元コードを付したアンケートの依頼文を同封することで、当アンケートへの回答をお願いしています。 当アンケートを実施した令和5年度の現況調査については、調査方法は窓口での対面または郵送であり、調査に応じていただいた割合は82.5%となっています。	D

「千葉市こども・若者プラン（案）」に対する
パブリックコメント手続の意見の概要及び市の考え方

資料3－2

対応区分			
A	ご意見を踏まえ、計画（案）に反映するもの		
B	今後、施策や事業を推進する上で参考とするもの		
C	ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に盛り込み済みであるもの		
D	その他（質問、本計画そのものに対するご意見でないもの等）		

No.	該当箇所	対応ページ	質問・意見の趣旨	市の考え方	対応区分
51	計画全体	—	<p>千葉市は周辺地域と比較して、子供の成長に適した環境であることをアピールできる施策を打ち出すべきである。</p> <p>インターネットで「千葉県 子育て ランキング」などを検索すると、松戸市、流山市、印西市、市川市などの自治体がランキング上位にしばしば登場する。一方で、千葉市はランキングに含まれない場合も多く、他の自治体の方が子育てに適しているのではないかと感じられることが懸念される。</p> <p>実際、図表4-1-1 「児童数（0歳）」では年間約100人の減少にもかかわらず、図表4-1-3 「児童数（3-5歳）」では年間約400人減少しており、就学前に他の自治体に転出していることがうかがえる。</p> <p>「『（次期）千葉市こどもプラン』策定に係るアンケート調査結果」では、自然環境や公園等の充実について、ランキング上位の自治体と比較して千葉市が優れている点が少ないと感じられる。また、医療費助成、給食費無償化、送迎保育ステーションの設置など、他の地域の方が支援策が充実している部分も見受けられる。</p> <p>今回のプラン全般に関しては、平均以上の支援が受けられるという印象はあるものの、特筆すべき点が見当たらない。ランキング上位の自治体のように、よりわかりやすいアピールポイントとなる施策を打ち出すべきではないか。</p>	<p>本市では、こども・若者や子育て家庭への支援を重要施策の一つと位置付け、様々な施策を取り組んでおり、特徴的なものとしては以下のものが挙げられますが、今後、よりアピールできるよう検討して参ります。</p> <p>また、こどもの成長に適した環境であることをアピールするために、子育て世代を含む全年代を対象に、「移住・定住ガイドブック」や「移住ポータルサイト」など、既存の媒体による情報発信をして参ります。</p> <p>＜子育て家庭＞</p> <p>保育所等の計画的な整備により、令和2年度から5年連続で待機児童ゼロを達成するとともに、令和6年4月には放課後の遊びや生活の場を提供する子どもルームの待機児童ゼロを達成しています。このほか、子ども医療費助成事業では、本市独自に第3子以降無償化を実施するなど、子育て家庭への支援の充実を図っています。</p> <p>＜こども・若者＞</p> <p>令和5年に施行されたこども基本法の趣旨等を踏まえた条例の制定に向けて一早く取り組むとともに、他自治体ではあまり例がない若者に関する規定を多く設けた「千葉市こども・若者基本条例」を令和7年4月に施行予定です。</p> <p>本条例に基づく取組みとして、こども・若者の意見を市政に反映させるための会議を開催するほか、こども・若者施策推進のための外部有識者の専門的知見の活用や、こどもの権利に関する救済委員などを設置することとしています。</p>	B
52	計画全体	—	本案には多くの素晴らしい提案があるが、対症療法である。組織運営のため、例えば、高い謝礼で講師を呼ぶような啓発事業を行うことと、児童相談所の現場で休みなくこどもを救っている職員の待遇を改善したり人員を増やしたりすることと、どちらがこどものためになるだろうかと考えざるを得ない。	本計画に位置づけている事業は、いずれも必要なものと認識していますが、基本理念である「こどもを産み育てたい、こどもや若者がここで育ち暮らしたいと思うまち「ちはば」の実現」を図るために施策について、引き続き検討して参ります。	C
53	その他	—	<p>意見募集を行う際には、提出が容易なメールフォームを設置してほしい。PDF形式ではコピー＆ペーストができます、メール件名を正確に入力するだけでも手間がかかる。</p> <p>PDFのみを提示して意見を募集する方法では、本当に意見を集めたいがなく、市の業務としてのポーズをとっているだけに感じられる。誰でも気軽に意見を出しやすいように、メールフォームを設置してから募集を行うべきである。</p>	<p>本計画をより良い計画とするため、多くの方にご意見をいただくことを目的として、通常の周知方法（市政だより（広報紙）、市ホームページなど）に加え、市公式SNSへの投稿（LINE、X、Facebookなど）のほか、当事者であるこども・若者や保護者、事業従事者の方などからご意見を伺うため、市内の保育施設、小・中・高・特別支援学校、専門学校、短期大学、大学などに対しても、パブリックコメント手続の実施に関する周知を行っています。</p> <p>ご意見の提出方法については、いただいたご意見を参考にさせていただき、意見を提出しやすい方法を検討して参ります。</p>	D
54	その他	—	パブリックコメント提出時に個人情報の提示を求めるについて、目的がいたずら防止であったとしても、その必要性に疑問を感じる。LINEでの意見募集に気軽に意見を出そうとしたら、手続きが煩雑であり、募集する姿勢として問題がある。	「千葉市市民自治によるまちづくり条例施行規則」において、パブリックコメント手続における意見の提出にあたっては、自らの発言に責任を持つていただくという趣旨から、原則、市民の皆様に対して氏名及び住所の記載を求めています。	D
55	その他	目次P. ii	<p>目次 各論 第4章 5. 主な取組内容</p> <p>番号は4-1、4-2…となっている。4-5-1、4-5-2…、または5-1、5-2…のようになるとよいと思う。</p>	ご意見を踏まえ、他章と記載を揃えるため、「5.主な取組内容」以下を「基本施策1、基本施策2…」と修正します。	A
56～58	その他	—	その他、誤字・脱字・誤記載などに関するご意見（3件）	ご指摘を踏まえて、修正します。	A